

◆令和5年7月7日からの大雨により被災されました方への救済措置について

この度の令和5年7月7日からの大雨により被災されました方々には、心よりお見舞い申し上げます。

内閣府におきまして4県12市3町1村対し、災害救助法の適用がされています。(2023年7月11日時点)

(鳥取県:出雲市佐賀県:佐賀市、唐津市、伊万里市大分県:中津市、日田市
福岡県:久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、
朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町)

最新情報は下記よりご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

●受けられる制度

①保険証を紛失した場合

- ・再交付を致します。健保までご連絡をお願い致します。
- ・医療機関の窓口で**氏名、生年月日、事業所**を申し出ることにより受診が可能です。

②保険料の納付期限について

任意継続の方の納付期限を延長させていただきます。

③給付金支給について

被保険者から傷病手当金等の給付金の申請があった場合、速やかに審査をし支給させていただきます。

ご不明な点がございましたら健保までご連絡を頂きます様、よろしくお願い致します。

連絡先電話番号 ①②に関するお問い合わせ⇒日産健保適用係:**045-461-2351**

③に関するお問い合わせ⇒日産健保給付係:**045-461-2352**